

【アメリカ】 シリア制裁大統領令

オバマ大統領は、2011年8月17日にシリアの資産凍結に関する大統領令第13582号を定めた。シリアのアサド政権が国民への暴力をエスカレートさせていることを即座にやめさせることと、政権の民主的な移行を目的としている。シリアに対してはこれまでも一連の大統領令によって経済制裁を実施しており、2011年に入ってから大統領令第13572号と第13573号が定められた。新大統領令は、これまでで最も厳しい制裁を課すものである。米国内のすべてのシリア政府やシリア政府関係者の資産の凍結とその移転や処分等の禁止、米国人によるシリアへの新規投資やサービスの輸出等の禁止、シリア産石油や石油製品の輸入や取引の禁止が主要な内容となっている。この大統領令は、8月18日から施行されている。オバマ大統領は8月18日のシリアの状況に関する声明でも、アサド大統領の退陣と民主的な政権への移行を求めている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 景気雇用に関する大統領演説とアメリカ雇用法案

オバマ大統領は、2011年9月8日に連邦議会両院合同会議において、アメリカ雇用法案と名付けられた景気と雇用対策に関する演説を行い、その早期成立を求めた。雇用対策の総額は、4470億ドルで、その主要な内訳は、次のとおりである。2012年度の被用者の給与税(payroll tax)の半減で1750億ドル、中小企業の雇用者の給与税の半減等で700億ドル、公共事業に総額1400億ドルで、このうち道路、鉄道、空港整備等に500億ドル、教師の解雇対策等に350億ドル、全米35,000以上の公立学校の理科実験室などの新設や補修等に300億ドル、そのほか失業保険の延長等に490億ドルとなっている。給与税の半減で、全米で1億6千万人に対して、標準家庭で年間1,500ドルの減税になるとしている。この対策に必要な財源については、今後の長期的な歳出削減で賄えるとしているが、共和党側は将来の増税につながるとして強く反発している。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【EU】 携帯電話の国外通信料値下げ規則の提案

欧州委員会は、2009年6月、欧州連合(EU)域内の各国を移動して携帯電話等の携帯端末を利用する際の(ローミング)通信料を値下げする規則(EC)No 544/2009を実施した。しかし、依然高価であるとし、同規則及びその改正規則を廃止し、「EU域内における公衆移動通信網のローミングに関する欧州議会及び理事会規則案」を策定し(COM(2011)402 final/2 (7.11訂正版))、2011年7月6日に欧州議会及び理事会に提案した(通常立法手続:2011/187/COD)。提案は、競争を奨励するために、事業者規制卸売価格にて他加盟国の通信網を利用する権利を与えるもので、成立すれば、2014年7月1日から、発信料が毎分0.24ユーロ以下に抑えられたローミング契約を、通常契約と別に、番号は変えずに結ぶことができるようになる。欧州デジタルアジェンダに「通信サービスの単一市場—ローミング料と国内料金との価格差を2015年までに零に近づける(行動第101)」という目標が掲げられており、これはその実現を図るものである。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】食品表示規則制定へ

欧州委員会は、2008年1月30日、食品情報の消費者提供に関する規則案(COM/2008/40/FINAL)を提案した(通常立法手続:2008/28/COD)。これは、食品へのラベル貼付及び成分表示に関する既存法令を1つの新規則に統合し(6指令及び1規則を廃止)、2規則を改正するものである。目的は、消費者が、食品の内容に理解を深め、健康に配慮した食品選択が可能となるように、食品包装に表示する情報の具体的要件をより明確にすることである。3年越しの関係者間の議論、欧州委員会、理事会及び欧州議会間の交渉を経て2011年春ようやく妥協に達し、同年7月6日、欧州議会は第2読会でこれを採択し、9月29日、理事会も承認した。成分、特性、健康影響、期限、栄養分等の表示は必須であるが、植物油等は由来植物名を表示し、蜂蜜、野菜や果物等に加えて鮮肉も原産国を表示する。牛乳と酪農製品の原産国表示、アルコール飲料の成分表示、トランス脂肪酸含有表示は検討課題とされた。EU官報公示3年後から適用が始まる。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】欧州議会議員の新たな行為規範策定の動き

2011年3月、英紙『サンデータイムズ』の記事により、欧州議会議員3名がロビイストからの金銭提供と引替えに、銀行に関するEU規則案の修正に協力することを承諾したことが明らかになった。議員3名のうち、2名が辞職し、1名が所属政党グループを離れた。ブゼク議長は、再発防止のため、主要政党党首の合意を得て、5月、新行為規範を策定するための作業部会を組織し、自らその長を務めた。7月7日、議長及び主要政党党首は、作業部会が策定した行為規範案を了承した。この案によれば、議会の決定に影響を及ぼすために報酬を得ることが禁止され、透明性の確保のため、議員は、議会外で行う報酬を受ける活動を申告しなければならない。新設される諮問委員会は、規範の解釈に関する議員への助言及び違反が生じた場合にとるべき手段に関する議長への助言を行う。今後、新規範は、欧州議会の議決により決定される予定である。

(海外立法情報調査室・矢部 明宏)

【イギリス】2011年遺産(失権原則及び相続法)法

2011年遺産(失権原則及び相続法)法(以下「法」)が同年7月12日に制定された。日本同様イギリスでも被相続人を違法に死亡させた者は1982年失権法(同年法律第34号)第1条の失権原則等によりその遺産を相続できず、その結果、直系卑属も相続権を失う。大法官の任命する委員5人で組織される独立機関で法改革の促進を目的とする法律委員会は、2005年の報告書「失権原則と相続法」で、例えば祖父母を殺害した親の子が相続できない現状を①子が親の罪で罰せられることになり、②他の親族より孫の相続が被相続人の生前の意思に沿い、③兄弟姉妹等より直系卑属を優先する無遺言相続の一般原則に反するとして批判し、原則として被相続人を死亡させた者又は相続権を放棄した者の直系卑属にいわば代襲相続をさせるよう勧告した。勧告は2009年に労働党政権の民法改革法案草案に盛り込まれたが、保守自民連立政権下で法制化作業が中断していた。法は、勧告に沿った内容の議員提出法案が原案どおり成立したものである。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2011年警察(留置及び保釈)法の制定

被疑者の逮捕後の留置期間は、原則として24時間以内であるが、1984年警察及び刑事証拠法(以下「1984年法」)上96時間まで延長可能である。従来、留置期間の進行は保釈により停止され、保釈期間を留置期間に算入しないものとして同法が運用されてきた。ところが、2010年11月に警察が殺人容疑で逮捕後いったん保釈された被疑者に対する再逮捕の令状を請求したところ、2011年5月19日に高等法院は、同被疑者の留置が可能な96時間の期間は保釈中に満了したとしてこれを却下した治安判事裁判所地方裁判官を支持する決定をした([2011] EWHC 1578 (Admin))。そこで、同年7月5日、政府は、警察の捜査能力に対するこの裁判の重大な影響を排除するため1984年法を従来の運用に沿って改正することを目的とする法案を議会に緊急上程した。7月12日に制定された2011年警察(留置及び保釈)法(同年法律第9号)は、この法案がその提出後1週間で上下両院を通過して原案どおり可決成立したものである。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2011年郵便法の制定

2011年郵便法(2011年法律第5号)が2011年6月13日に制定された。同法の内容は、おおむね本誌2011年1月号で報じた政府提出の原案どおりであるが、上下両院において若干の修正が行われた。まず下院において、通信庁の定めた基礎的郵便業務の内容や基準を国務大臣がいつでも命令で変更することができることとされていた条項が修正され、国務大臣が当該命令を制定することができる場合は、基礎的郵便事業者が破綻の危機にある場合において破綻処理の特別体制を定めた郵便管理命令が当該事業者に適用されるときに限定された。また、当面国有とされる郵便局会社について将来想定される従業員、国、利用者等による相互所有化に対する議会の監督を強化する規定や、国に移管されるロイヤル・メール・グループの職員年金について、新年金制度移行後も年金給付等に関する情報を国務大臣、新年金制度管理者、従業員等の関係者間で共有することができるようにする規定等が加えられた。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【フランス】災害時の予備役軍人及び民間予備要員の動員に関する法律

大規模災害時における予備役軍人及び民間予備要員の活用促進を目的とする2011年7月28日の法律第2011-892号が成立した。現行法上、災害時には、予備役軍人及び民間予備要員(réserve civile、元国家警察官、元医療従事者、元監獄行政従事者又は地方公共団体と契約した民間人の4種)という予備的な人員を召集し、災害援助に当たらせることができる。予備役軍人及び民間予備要員の召集主体となる機関及び召集手続は、それぞれ異なる。同法は、現行の制度を維持した上で、これとは別に、国防法典に「国民安全予備要員措置(dispositif de réserve de sécurité nationale)」という統一的な召集制度を創設した。召集は、首相のデクレ(政令)により実施される。予備要員の使役期間は、最長で連続30日である。召集は、原則として強制的であるが、公共サービス等の継続に必要な重要な職にある者は、召集に応じる義務を免除される。なお、召集に応じ本職を離れたことを理由とする解雇、降格及び懲戒処分は、無効となる。(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】精神障害者の治療措置を多様化する法律

精神医学上の措置対象者の権利、保護及び治療方法に関する 2011 年 7 月 5 日の法律第 2011-803 号が成立した。これまで、監視が必要であり精神障害のために本人が入院への同意を表明できない精神障害者は、第三者（家族や関係者等）の申請に基づく受入れ先施設の長の決定により、本人の同意なく入院させることができた。また、精神障害者が市民の安全や公共秩序に危険をもたらすおそれのある場合には、地方での国の代表者である地方長官の決定で同様の措置を実施できた。同法は、この入院措置以外に通院又は在宅治療の選択を可能とするものである。治療方法は、一時入院による病状観察と初期治療の後で、精神科医が治療継続の必要性を含めて判断する。さらに、健康に差し迫った危険があり治療を申請する第三者がいない精神障害者については、受入れ先施設の長の決定により治療措置を実施できるようになった。この他に、治療対象者の請求に基づき、裁判官がこの治療措置の解除を目的として介入できるようになった。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】産業医の体制を強化する法律

産業医の体制に関する 2011 年 7 月 20 日の法律第 2011-867 号が成立した。雇用主は、労働者の健康管理のために産業医による労働衛生サービス（*service de santé au travail* : SST）を実施する必要がある。同法は、SST の内容を次のように再定義した。①労働者の肉体的及び精神的健康の維持のための労働衛生指導、②雇用者及び労働者からの労働条件等に関する相談への対応、③安全上及び衛生上の危険性並びに労働者の年齢等に応じた健康管理の実施、④職業上被る危険（アスベスト被害等）の追跡調査への参加。また、同法は、産業医の権限及び独立性を強化した。産業医は、これまで個別の労働者の問題に限って雇用者に意見を提示することになっていたが、今後は、労働環境上の危険等の労働者全体に関わるより包括的な意見を提示できるようになった。また、産業医の契約について、合意による労働契約破棄、移籍及び有期雇用契約の期日前の破棄には、労働関連の法規定の適用状態を監視する労働監督官の許可が必要となった。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】電子足輪に関する州際協定

2011 年 1 月 1 日から施行されている改正刑法典によって、刑又は処分の執行後に行われる行状監督において、電子足輪を用いた行動の監視が可能になった（本誌 249 号参照）。行状監督の措置については州の管轄となるため、州の共同電子監視機関を設置する州際協定が、2011 年 5 月 19 日にヘッセン州とバイエルン州により締結された。2011 年中には、全 16 州が同協定に調印する見込みである。協定により、電子足輪のデータ監視のために、ヘッセン州に共同電子監視機関が設置され、同機関には、各州の行状監督所の任務の一部が移譲される。裁判所が行状監督における電子足輪の装着を指示することができるのは、3 年以上の自由刑又は処分の終了後に行状監督が開始された場合である（刑法典第 68b 条）。電子足輪は原則として自由刑や保安監置処分に代わるものではないが、各州がヘッセン州と個別の協定を締結することにより、仮釈放や刑執行の一時停止等の場合にも、電子足輪の装着指示が可能となる。共同電子監視機関は、2012 年から業務を開始し、当初は電子足輪を装着した者 500 名の行動を監視する予定である。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】未成年者後見制度における後見人の身上監護義務の強化

相次ぐ児童虐待や育児放棄を予防するために、民法典等の規定が改正され、未成年者後見制度における後見人の身上監護義務が強化された。特に、地方公共団体の青少年局が未成年者の後見人となっている場合に、被後見人である子どもの状況を十分把握していないことが問題であった。後見人は、財産管理義務のみでなく、身上監護義務も負う。そのため、後見人は、原則として月に1回、被後見人を訪問するものとされた（民法典第1793条）。ただし、状況に応じて頻度を変えてもよい。また、後見人を監督する家庭裁判所は、後見人が被後見人を訪問しているかどうかを監督しなければならない（同第1837条）、後見人が年に1回家庭裁判所に提出する報告書には、被後見人訪問について記載しなければならないとした（同第1840条）。さらに、社会法典第8編（児童・青少年扶助）第55条を改正して、青少年局が後見人となる場合には、1職員当たりの担当件数は50件を上限とし、職員が他の事務を行っている場合には、それに応じて担当件数を減らさなければならないとされた。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】院内感染対策のための感染症予防法の改正

ドイツでは、毎年40～60万人の患者が病院内で薬剤耐性菌に感染し、7,500人から15,000人が死亡している。院内感染の予防を強化するために、感染症予防法が改正された（2011年8月4日施行）。国立ロベルト・コッホ研究所には従来、病院衛生・感染予防委員会が設置され、院内感染予防及び病院衛生に係る組織・建築上の措置に関する勧告を行っている。同研究所に、さらに、抗感染症薬・耐性・治療委員会が設けられ、耐性菌による院内感染の診断及び抗菌治療に関する勧告を行うことが定められた。医療機関は、最新科学の知見に基づいた院内感染予防のための措置をとらなければならないが、両委員会の勧告を遵守していれば、最新科学の知見に基づくことみなされる。また、これまで、7州がそれぞれの病院法に基づいて病院衛生令を制定しているのみであったが、州政府は、2012年3月31日までに、院内感染の防止、認知、把握及び対策に関する措置を定める命令を制定しなければならないとされた（感染症予防法第23条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】酒類規制法の改正

2011年7月20日、「酒類の製造と販売に関する規制法」が改正された（2011年法律第218号）。これまではアルコール度数が15%以上の飲料のみが酒と定義されており、アルコール度数の低いビール等は対象外であった。しかし、ロシアではアルコールによる中毒や疾病が男性の平均寿命を大きく引き下げていることから、ロシア政府は2020年までにアルコール中毒患者を減少させることなどを盛り込んだ国家プログラムを実施している。今回の法改正では、事実上の酒類であるビール等を正式にアルコール飲料として認定することで規制を強化する狙いがある。具体的には、ビールを含む度数5%以上のアルコール飲料の広告規制が強化されるほか、夜23時から朝8時までの間、路上の売店等でこれらのアルコール飲料を販売することができなくなる（店舗での販売は可）。また、度数7%以上のアルコール飲料については、容器1つあたりの内容量が330mlを超えてはならないとされている。施行は2013年1月1日からとなる。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】私的教育機関に対する規制を強化

近年、韓国では子どもの「学院」（塾及び予備校をはじめとする私的教育機関の総称）通いに必要な私的な教育費が高騰しており、大きな社会問題となっている。2011年6月29日、学院の授業料を透明化し、学院側の不透明な教育費値上げの防止を骨子とした「学院の設立、運営及び課外教習に関する法律一部改正法律案」が国会本会議で可決された。同年7月25日に公布され、一部条項を除き公布と同時に施行された。学院側が様々な名目で追加徴収を行う不透明な慣行を是正するため、納付額一切を「教習費等」と定義し、学院ごとに「教習費等」を広域自治体の教育監（教育長に相当）に申告させ、申告額を各教育庁のサイトで公開するよう規定した。今後学院は申告額を超えて「教習費等」を受け取ることができず、受け取る場合は必ず領収書を発行しなければならない。さらに今回の改正により、法令違反の学院を当局に申告した者に褒賞金を与える「申告褒賞金制」（通称：学院パラッチ制）に法的根拠が与えられた。（海外立法情報課・藤原夏人）

【韓国】痴呆管理法の制定

「全国痴呆有病率調査」（2008年）によると、韓国の認知症患者は2008年で推計約42万人であり、2020年には約75万人、2050年には約213万人に増加すると予想されている。社会の高齢化による認知症患者の急増を背景に2011年8月4日、認知症対策を、国を挙げて積極的に推進することを目的とした「痴呆管理法」が公布された。同法では認知症の予防、診療、療養（介護）、調査、研究等を「痴呆管理」と定義しており、保健福祉部長官は、同長官を委員長とする「国家痴呆管理委員会」の審議を経て「痴呆管理」に関する総合計画を5年ごとに策定しなければならない。また同長官は認知症早期発見のための「痴呆検診事業」、認知症に関する資料を継続的かつ体系的に収集し分析するための「痴呆登録統計事業」等を実施しなければならない。そのほか、「痴呆管理」事業者への支援、「中央痴呆センター」の指定、基礎自治体が管轄する各保健所への「痴呆相談センター」の設置等も規定された。同法は公布から6か月後に施行される。（海外立法情報課・藤原夏人）

【韓国】自営業者への失業給付を可能とする雇用保険法改正

韓国では、全就業者に占める自営業者の割合が30%前後と高く、開業してもすぐに廃業に追い込まれるケースも多いとされる。自営業者の生活安定、雇用安定を図ることを目的として、2011年7月21日、改正雇用保険法が公布され、自営業者も失業給付の受給が可能となった。現行では5人未満を雇用する自営業者に対して、雇用保険事業のうち、雇用安定及び職業能力開発事業のみが任意加入であり、失業給付は対象外である。改正法により、自営業者も失業給付の対象となったほか、任意加入できる自営業者の範囲も50人未満を雇用する者に拡大された。自営業者が失業給付を受給するための最低加入期間は1年と規定されている。給付日数は加入期間により異なり、最長で180日（加入期間10年以上）である。受給資格は非自発的な廃業等に限り認められており、法令違反等による廃業は受給資格が認められない。失業給付に関する規定は公布から6か月後に施行される。

（海外立法情報課・藤原夏人）

【中国】電力事故対応条例の制定

停電等の電力事故発生時の応急処置の強化、被害の軽減を目的として、電力安全事故応急処置及び調査処理条例が2011年6月15日の国務院第159回常務会議で採択、7月7日に公布、9月1日に施行された（国務院令第599号）。中国の電力事業は、1997年に行政から分離され、2002年に発送電分離が行われた。2010年8月には、営業許可証を取得した発電企業は17,201社、送電企業38社、配電・売電企業2,940社に上るが、事故も多く、2006年～2010年には電力網事故153件、電力設備事故876件が起こっている。この条例では、電力事故の定義を、電力生産及び電力網の運用の中で発生した事故で、電力システムの安定的運用や電力の正常な供給に影響を与えるものとしている。事故は、影響の大きさ等により特別重大な事故、重大な事故、比較的大きな事故、一般事故の4等級に区分され、それに応じた事故の報告及び調査の体制、法的責任等が定められている。なお、原発の事故は、原子力発電所事故応急管理条例によって対処する。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】パンダの国内展示貸出規定の制定

国家林業局は、ジャイアントパンダの保護のため「パンダ国内展示貸出管理規定」を2011年6月14日の同局会議で採択、7月25日の公布を経て、9月1日に施行した。同規定によれば、パンダ保護・研究施設から動物園等への展示貸出は文化交流、科学の普及、教育等の目的に限られ、営利目的の展示への貸出は行わない。貸し出すことができるのは、人工繁殖させた2歳以上25歳未満の健康なパンダのみで、貸出期間は1年以上とする。借受機関はパンダの飼育・繁殖に必要な資金、施設及び人員を有することが必要で、パンダの国家重点野生動物飼育繁殖許可証を取得する必要がある。そのほか、パンダの生活・健康管理に関する借受機関の義務、貸出機関の借受機関に対する健康管理指導等の義務、林業局及び地方政府の監督義務、貸出手続、病気や事故発生時の報告等について定める。中国国内の施設で飼育されているパンダは2010年末で312頭いるが、最近動物園でのパンダの死亡が相次ぎ、問題となっていた。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】烈士表彰条例の制定

革命烈士表彰条例（1980年6月24日施行）は、革命闘争及び社会主義建設のために犠牲となった国民及び軍人の表彰、その遺族の救済を定めた条例であるが、その規定が時代に合わなくなっていた。そのため、新たな烈士表彰条例が2011年7月20日に国務院第164回常務会議で採択、7月26日に公布、8月1日に施行され（国務院令第601号）、旧条例が廃止された。新条例は、犯罪捜査、国家の安全維持、災害救助、国際平和活動、国の財産・国民の生命の保護等のために犠牲となった国民を烈士とし、烈士評定の手続を定める。烈士の遺族には、当該地の住民の平均生活水準を保障しなければならないとし、烈士褒賞金、救済一時金及び定期的な救済金の支給、住宅の優先的確保、公務員への優先的登用等の遺族に対する優遇策を定める。なお、現役軍人、民兵等が軍務において犠牲となった場合の烈士の評定は、軍人救済優遇条例によるとし、2004年10月1日施行の同条例も2011年7月29日に改正、8月1日に施行された。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【ベトナム】消費者権利保護法の施行

2011年7月1日、消費者権利保護法（59/2010/QH12）が施行された。同法は、2010年11月に可決されたもので、同法の施行により旧消費者保護法（13/1999/PL-UBTVQH10）は廃止された。同法は、6章51条により構成され、消費者の権利と義務、企業の責任、消費者と企業との間の紛争解決のための消費者紛争和解センターの設置、消費者権利保護に関する政府機関等について規定している。これまで旧法等により、消費者保護における行政、消費者保護団体及び企業の役割や責任について、ある程度の規定が設けられていたが、新法では、誇大広告の禁止、消費者に対する適切な情報の提供が義務付けられ、また、消費者に対する強制販売の禁止などが盛り込まれるなど、消費者保護のために禁止される具体的な行為が明確化されている。さらに、違反のあった企業リストを公表することも規定され、情報に基づく消費者の選択により、消費者の権利を侵害する企業を排除するという考え方も導入されている。

（海外立法情報課・大友 有）

【ベトナム】食品安全法の施行

近年、ベトナムでは食品の安全に関する問題が報道されるようになり、消費者の食品の安全に対する意識が高まってきている。2009年にベトナム消費者保護・標準協会が行った調査によれば、食品の「安全衛生」を「最も重要な問題」と回答した者が全体の95%にのぼり、特に、野菜、肉、果実、乳製品の安全性に関心が高い。このような社会背景から2011年7月1日、2003年食品安全衛生法（12/2003/PL-UBTVQH11）にかわり、食品安全法（55/2010/QH12）が施行された。同法は、①食品の安全基準に関する個人および団体の権利と義務、②食品の生産過程における衛生基準や農薬等の健康や生命を損なうおそれのある物質の使用基準といった食品の製造・販売・輸出入時における安全性確保のための基準、③食品のラベル表示、広告、④食品の検査、食品の安全性に対するリスク分析、⑤食品の安全性に対するリスク管理、⑥食品の安全性に関する知識の普及及び教育について規定している。

（海外立法情報課・大友 有）

【オーストラリア】議会予算局設置法案

現在、アメリカ、イギリス、カナダなどの議会には、政府作成の予算の評価等を行う独立性のある組織が設置されている。オーストラリアでは、2010年8月の総選挙後の与野党の合意に議会予算局（Parliamentary Budget Office: PBO）の設置が盛り込まれ、2011年3月、両院の合同委員会が予算局設置に関する勧告を含む報告書を提出した。8月24日、設置のための法案が下院に提出され、現在審議中である。この法案は、「議会サービス法」その他の法律を改正する法案であり、主な内容は、両院共通の議会事務局（現在3つの部で構成）に1つの部としてPBOを設置すること、その任務は、予算、財政政策及び提案された予算見積もりについて独立かつ中立的な分析を議会に提供すること、PBOは、必要な情報提供を受けるため政府機関と協定を締結することができること、PBOの長は、任期4年で再任が可能であること等である。PBO設置については、与野党が支持しているため、この法案は速やかな成立が見込まれている。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【オーストラリア】 たばこの無地包装を義務付ける法案

喫煙は健康被害をもたらすため、オーストラリアにおいても、税率の引上げ、宣伝の禁止等、喫煙率を引き下げるための対策がとられてきた。この対策をさらに強化するため2011年7月6日に政府が下院に提出した法案は、「たばこ無地包装法案」と「商標法改正（たばこ無地包装）法案」から成る。前者は、消費者、特に若者にたばこの魅力を感じさせないようにすること等を目的とし、無地包装の要件に合致しないたばこ製品又は小売販売のための包装容器の販売、供給、購入、包装又は製造が禁止される。無地包装の要件は、宣伝及びたばこ使用促進の効果をもつようなブランド、ロゴ、シンボルは、たばこ製品及び包装に表示できないとするものである。ただし、識別のためのブランド名及び商品名は、健康被害への警告とともに包装の一定箇所に表示できる。また、後者の法案は、商標法との関係を調整するものである。これらの法案は、8月24日下院を通過し、9月20日現在上院で審議中である。

(海外立法情報調査室・矢部 明宏)